

「令和 5 年 12 月 18 日 公布 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正」に伴う改正内容について

令和 5 年 12 月 18 日に安全規則の一部改正がありました。

これに伴い「**最短合格!! 2 級ボイラー技士試験(第 1 版第 6 刷)**」の該当箇所が下記のとおり変更となります。

また、**第 1 版第 6 刷以前のものをお持ちの方も**、下記のとおり変更となります。

ご確認をお願いいたします。

**【最短合格!! 2 級ボイラー技士試験(第 1 版第 6 刷)以前の版】**

頁	改正前	改正後
353	<p>ポイント6 電気ボイラーの伝熱面積は、電力設備容量 <b>20kW</b> を <math>1\text{m}^2</math> とみなして、その最大電力設備容量を換算した面積で算定する</p> <p>電力設備容量が <b>200kW</b> の場合、<b><math>200 \div 20 = 10</math></b>、つまり <math>10\text{m}^2</math> となります。</p>	<p>ポイント6 電気ボイラーの伝熱面積は、電力設備容量 <b>60kW</b> を <math>1\text{m}^2</math> とみなして、その最大電力設備容量を換算した面積で算定する</p> <p>電力設備容量が <b>600kW</b> の場合、<b><math>600 \div 60 = 10</math></b>、つまり <math>10\text{m}^2</math> となります。</p>